



目 次	ページ
告 示	
○漁船損害等補償法による同意の成立（漁業管理課）	1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅（ " " ）	1
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の揭示（3件）（治山林道課）	1
◎告示（指定金融機関等の名称、位置）の一部改正（会計管理課）	2
公 告	
○建設業法に基づく処分（3件）（建設管理課）	2
○都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画課）	3
○開発許可の特例に係る開発行為に関する工事の完了（ " " ）	3
○建築士の免許の取消し（建築指導課）	3
落札公告	
○落札者等の公告（警察本部会計課）	3
正 誤	
○正誤（平24・12・21付け 告示）	4

告 示

高知県告示第19号
漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めため、同法第112条の2第3項の規定により告示する。
平成25年1月19日（揭示済）
高知県知事 尾崎 正直

大方町加入区
高知県告示第20号
漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成21年1月高知県告示第29号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成25年1月18日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したため、同条第2項の規定により告示する。

平成25年1月19日（揭示済）
高知県知事 尾崎 正直

大方町加入区
高知県告示第21号
平成24年11月農林水産省告示第2491号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係町役場に揭示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。
平成25年1月22日
高知県知事 尾崎 正直

- 所在不明の森林所有者
 - 登記簿記載の住所
吾川郡吾川村大崎214番地
イ 氏名
株式会社ソニア
 - 登記簿記載の住所
大阪市東区今橋二丁目28番地
イ 氏名
中江産業株式会社

2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
（1）指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成9年12月農林水産省告示第1758号
（2）変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第22号
平成24年11月農林水産省告示第2491号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を津野町役場に揭示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。
平成25年1月22日
高知県知事 尾崎 正直

- 所在不明の森林所有者
 - 登記簿記載の住所
高岡郡東津野村鳥出川622番地
イ 氏名
井関 末義
 - 登記簿記載の住所
高岡郡東津野村鳥出川320番地
イ 氏名
井関 末義

2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
（1）指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成10年3月農林水産省告示第395号
（2）変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第23号
平成24年11月農林水産省告示第2492号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係市役所及び町村役場に揭示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。
平成25年1月22日
高知県知事 尾崎 正直

- 所在不明の森林所有者
 - 登記簿記載の住所
長岡郡大豊町梶ケ内175番地
イ 氏名
小笠原 幸女
 - 登記簿記載の住所
高知市福井町948番地
イ 氏名
石田 春正
 - 登記簿記載の住所
本山町本山
イ 氏名
石田 楠右エ門
 - 登記簿記載の住所
土佐郡土佐村南川
イ 氏名
坂野 宗太郎
 - 登記簿記載の住所
大阪府河内長野市西代町6番30号
イ 氏名
岩崎 照徳
 - 登記簿記載の住所
土佐郡大川村大北川256番地
イ 氏名
和田 宗孝
 - 登記簿記載の住所
土佐郡大川村大北川55番地
イ 氏名
上杉 秋高

(8)ア 登記簿記載の住所
高知市大川筋一丁目1番1号

イ 氏名
四国鉱産株式会社

(9)ア 登記簿記載の住所
兵庫県西宮市門戸西町1番31-204号

イ 氏名
川田 祐三

(10)ア 登記簿記載の住所
高知市天神町2番6号エルミタージュ天神503

イ 氏名
公文 聖裕

2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。
平成10年2月農林水産省告示第277号

(2) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第24号

昭和39年4月高知県告示第110号（指定金融機関等の名称、位置）の一部を次のように改正し、平成25年1月23日から施行する。

平成25年1月22日

高知県知事 尾崎 正直

別表の1 指定金融機関の表中

「	〃	御荘	〃	南宇和郡愛南町
---	---	----	---	---------

〃

を

「	〃	四国中央	〃	四国中央市
」	〃	御荘	〃	南宇和郡愛南町

平成25年1月23日
平成25年1月1日

に改める。

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づく処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成25年1月22日

高知県知事 尾崎 正直

1 処分をした年月日
平成25年1月9日

2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号

株式会社四国工営
代表取締役 西澤 仁志
高知市布師田1581番地5
高知県知事許可（般）第8664号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく建設業の営業の停止

(1) 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部

(2) 営業の停止の期間

平成25年1月24日から同月26日までの3日間

4 処分の原因となった事実

株式会社四国工営及び当時の同社の代表取締役であった西澤哲志は、同社の業務に関し、法定の除外事由がないにもかかわらず、平成24年8月1日から同年9月10日までの間、労働者供給事業を行う者との供給契約に基づき当該者から供給された労働者5名を工事現場ほか4か所において、自らの指揮命令の下に解体作業等の労働に従事させ、このことについて、同年11月7日付けで高知地方裁判所から職業安定法（昭和22年法律第141号）の規定に違反するとして、同社及び同人に対して罰金50万円の略式命令がなされ、同月22日にそれぞれの刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号の規定に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づく処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成25年1月22日

高知県知事 尾崎 正直

1 処分をした年月日
平成25年1月10日

2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業

所の所在地及び許可番号

南国建興株式会社
代表取締役 鍋島 理恵

南国市十市3149番地
高知県知事許可（特）第1698号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく建設業の営業の停止

(1) 停止を命ずる営業の範囲

土木事業に関する営業（発注者から直接土木一式工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が土木一式工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。）のうち、公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。以下同じ。）に係るもの又は民間工事（公共工事以外の建設工事をいう。）であって補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体が交付する給付金でこれらに類するものをいう。）の交付を受けているもの

(2) 営業の停止の期間

平成25年1月25日から同年3月10日までの45日間

4 処分の原因となった事実

南国建興株式会社は、国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所及び高知河川国道事務所並びに高知県が発注した土木工事において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為を行い、このことにより、公正取引委員会から同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定による課徴金納付命令を受け、同法第49条第7項及び第50条第5項の規定により当該排除措置命令及び課徴金納付命令が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号の規定に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づく処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成25年1月22日

高知県知事 尾崎 正直

1 処分をした年月日
平成25年1月10日

2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号
山本建設工業株式会社
代表取締役 山本 浩司
宿毛市片島13番53号
高知県知事許可（特）第3043号

3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定に基づく建設業の営業の停止
(1) 停止を命ずる営業の範囲
土木工事業に関する営業（発注者から直接土木一式工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が土木一式工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。）のうち、公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。以下同じ。）に係るもの又は民間工事（公共工事以外の建設工事をいう。）であって補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体が交付する給付金でこれらに類するものをいう。）の交付を受けているもの
(2) 営業の停止の期間
平成25年1月25日から同年2月23日までの30日間

4 処分の原因となった事実
山本建設工業株式会社は、国土交通省四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所及び高知県が発注した土木工事において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為を行い、このことにより、公正取引委員会から同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定による課徴金納付命令を受け、同法第49条第7項及び第50条第5項の規定により当該排除措置命令及び課徴金納付命令が確定した。
このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号の規定に該当する。

~~~~~

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により高知市から都市計画の変更

の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成25年1月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類  
高知広域都市計画地区計画
- 2 縦覧場所  
高知県土木部都市計画課及び高知市役所

~~~~~

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、同法第34条の2第1項の規定により開発許可を受けたとみなされる者が行った開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成25年1月22日

高知県知事 尾崎 正直

開発協議番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けたとみなされる者の住所及び氏名
平成22年12月6日 22高安土第1277号	(I期工事工区) 安芸市宝永町518番2ほか	高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県公営企業局長 安岡 俊作

~~~~~

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、建築士の免許を次のとおり取り消した。

平成25年1月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 取消し年月日  
平成25年1月22日
- 2 取消しを受けた建築士の氏名、その者の二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号  
横山 敬  
二級建築士  
第1716号
- 3 取消しの理由  
建築士法第8条の2第1号の規定による届出があり、このことは、同法第9条第1項第2号の規定に該当する。

-----  
落 札 公 告  
-----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成25年1月22日

高知県警察本部長 加藤 晃久

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量  
放置駐車車両確認事務委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目4-30
- 3 落札者を決定した日  
平成24年12月14日
- 4 落札者の氏名及び住所  
南四国総合警備保障株式会社 高知市本町四丁目2番40号
- 5 落札金額  
43,041,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
平成24年10月30日

-----  
 正 誤  
 -----

| 公報日付                   | 公報番号      | 種類  | ページ | 欄<br>(行) | 正                                                                                                                      | 誤                      |           |                                                                                                                 |                        |    |
|------------------------|-----------|-----|-----|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|----|
| 平24・12・21              | 9502      | ○告示 | 2   | 右        | <table border="1"> <tr> <td>高岡郡中土佐町大野見下ル<br/>川336番1</td> <td style="text-align: center;"><u>28</u></td> </tr> </table> | 高岡郡中土佐町大野見下ル<br>川336番1 | <u>28</u> | <table border="1"> <tr> <td>高岡郡中土佐町大野見下ル<br/>川336番1</td> <td style="text-align: center;">65</td> </tr> </table> | 高岡郡中土佐町大野見下ル<br>川336番1 | 65 |
| 高岡郡中土佐町大野見下ル<br>川336番1 | <u>28</u> |     |     |          |                                                                                                                        |                        |           |                                                                                                                 |                        |    |
| 高岡郡中土佐町大野見下ル<br>川336番1 | 65        |     |     |          |                                                                                                                        |                        |           |                                                                                                                 |                        |    |